

多賀城市児童発達支援センター運営業務委託仕様書

1 業務名称

令和9年度多賀城市児童発達支援センター運営業務

2 児童発達支援センターの運営に関する基本的な考え方

多賀城市（以下「市」という。）が設置する多賀城市児童発達支援センター（以下「センター」という。）は、多賀城市児童発達支援センター条例（平成26年多賀城市条例第15号。以下「条例」という。）、児童発達支援ガイドライン、保育所等訪問支援ガイドライン（こども家庭庁通知 令和6年7月4日付けこ支障第168号）及び地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き（こども家庭庁通知 令和6年7月25日付け事務連絡）並びに別紙3に示す多賀城市児童発達支援センターに係る事業運営方針（以下「運営方針」という。）に基づき運営する。

3 履行期間

契約期間は次のとおりとする。なお、契約締結日から令和9年3月31日までは、業務の実施に向けた業務準備及び引継ぎを行うものとする。

契約期間：令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

4 履行場所

施設名称：多賀城市児童発達支援センター 太陽の家

所在地：多賀城市伝上山一丁目1番3号

配置図：別紙1のとおり

平面図：別紙2のとおり

5 開館時間及び休館日

(1) 開館時間

センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(2) 休館日

センターの休館日は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

6 委託業務及び内容

(1) 児童発達支援センターは地域の発達支援の中核的役割を担う機関であることから、次の4つの機能の事業を実施すること。

児童発達支援センターに求められる4つの中核機能
①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
③地域のインクルージョン機能
④地域の発達支援に関する入り口としての相談機能

(2) 児童発達支援

ア 業務概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を実施する。

イ 実施時間

午前9時30分から午後2時まで

ウ 対 象

小学校就学の始期に達するまでの児童（当該児童について保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けている場合に限る。）

エ 利用定員

30人

オ 送 迎

上記イの実施時間の前後に、送迎車を用いて児童の送迎を行う。

送迎は、原則として停留所方式とし、送迎車には運転手のほか添乗員が1名以上乗車する。なお、児童の乗車時間は、1回の乗車につき最大50分程度とする。

カ 給 食

給食は、センター内での調理又は外部搬入方式により昼食を提供するものとし、個々の特性に合わせた食形態や、アレルギーの状況による除去食に対応する。

(3) 親子療育教室

ア 業務概要

児童と保護者の親子通園により、他の児童との遊びを通して発達を促すとともに、保護者が児童の成長に当たっての課題や適切な療育を正しく理解し、家庭でも児童との適切な関わり方ができるように助言及び指導を行う。

イ 実施時間

午前9時30分から午前11時30分まで

ウ 対 象

小学校就学の始期に達するまでの児童とその保護者

エ 定 員

1日10組程度

(4) 保育所等訪問支援

ア 業務概要

法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を実施する。

保育所等を訪問する職員は、心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士又は児童指導員とし、保護者のニーズに合わせて適切に選定する。

イ 実施時間

訪問する施設で児童が集団生活を営む時間内

ウ 対 象

保育所・幼稚園等に在籍している児童（当該児童について保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けている場合に限る。）

(5) 総合相談

ア 業務概要

障害児や障害児の保護者等から相談を受けた場合に、児童及び家族と、児童の症状や児童との関わり方等についての相談支援を行う。
なお、児童の特徴に合わせた専門的な相談が必要な場合は、心理士、言語聴覚士又は作業療法士による専門相談支援を行う。

また、療育的な支援が開始された後も適時相談支援を実施し、家族との情報共有を図りながら、必要な支援につなげていく。

また、医療的ケア児等コーディネーターは、保育、教育、福祉等複数の分野にまたがる支援の利用を調整し、医療的ケア児及び家族、関係機関を支援する。保護者の同意の下で関係部署等へ医療的ケア児等の情報提供を行い、保育所や学校等における協議への参加や、関係部署と保護者や関係機関との連携構築のためのサポートを行う。

イ 実施時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 対象

概ね18歳未満の児童及びその保護者

(6) 障害児相談支援及び計画相談支援

ア 業務概要

法第6条の2の2第6項、第7項及び第8項に規定する障害児相談支援及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する計画相談支援を行う。

イ 実施時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 対象

概ね18歳未満の児童及びその保護者

(7) 巡回相談

ア 業務概要

市内の認可保育所、幼稚園、認定こども園等と日程を調整の上、心理士が各施設を原則として年3回訪問し、対象児童の集団での状況、他の児童との関係等を観察するとともに担任の職員等に対し助言及び指導等を行う。

なお、この業務の対象となる施設の職員等が担任する児童の状態等を勘案した結果によっては、心理士に代えて作業療法士又は言語聴覚士を訪問させることができる。

また、相談支援専門員が同行し、継続的な支援が必要な児童については、適切な療育支援につながるよう、施設や関係機関等との調整等を行う。

イ 実施時間

訪問する施設で児童が集団生活をする時間内

ウ 対象

認可保育所、幼稚園、認定こども園等の職員

(8) 関係機関巡回支援

ア 業務概要

市内の小規模保育事業所及び事業所内保育事業所、放課後児童クラブ、児童館、障害児通所支援事業所、(7)に記載の施設等と日程を調整の上、各施設を訪問又は

はその他の方法で対象事業所の支援技術の向上に資する助言及び指導等を行う。担当する職員は障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する者とする。

イ 実施時間

対象施設と調整の上、適切な時間

ウ 対 象

事業所等の職員

(9) 研修、啓発等

ア 業務概要

市民の障害に対する理解及び保育所や学校、障害児支援事業所等の関係機関の職員の発達支援に係る資質の向上を図るため、専門講師等による講習会や研修会を年4回以上実施する（うち1回はペアレントトレーニングやペアレントプログラム等に関連した内容で実施する）。

また、保護者同士が互いの悩みを共有し、情報交換できる交流活動の場を提供する。

内容及び実施場所等は、市民のニーズに合った効果的なものとするため、市と十分に協議すること。

イ 対 象

一般市民、保護者、関係機関の職員等

(10) 時間延長一時預かり

児童発達支援を利用している児童の保護者が、一時的な事由により当該児童の一時預かりを必要とするときは、午後2時から午後5時までの間の必要な時間に、便宜的に当該児童の一時預かりを行う。

なお、一時預かりを担当する職員の配置は、児童3人に対し1人を目安とする。

(11) 家庭との連携

親子療育教室、児童発達支援、保育所等訪問支援を利用している児童については、随時家庭との連携を図り、支援内容の共通理解等を図ること。

(12) パンフレットの作成

センターの概要を記載したパンフレットを作成し広く配布すること。

(13) 会議等への出席

センターの運営等に関し、常に情報を共有するため、市と受託者の間で必要に応じて随時打合せを実施する。

また、受託者は、市から次の会議への出席依頼があった場合は、これに参加するものとする。

ア 発達支援会議

イ 市の福祉政策に関する会議

ウ その他市長が必要と認める会議

(14) 実績報告書等の作成

受託者は、毎月の業務実施状況を取りまとめた月次報告書を作成し、翌月10日ま

でに市に提出する。

また、受託者は、毎年度の運営実績を取りまとめた年次報告書を作成し、年度終了後30日以内に市へ提出する。

(15) 宮城県国民健康保険団体連合会への請求等

児童発達支援、保育所等訪問支援及び計画相談について、各月に実施した実績を取りまとめ、宮城県国民健康保険団体連合会へ提出する請求書等の作成及びデータ送信を行う。

また、児童発達支援、保育所等訪問支援及び計画相談の利用に応じた利用者負担分並びに給食費等の特定通所費用の毎月の金額を取りまとめ、翌月7日までに市に報告する。

(16) 権利擁護に係る取り組みの実施

利用児童の人権擁護と虐待防止のため、虐待防止委員会・身体拘束適正化検討委員会を設置及び定期開催するとともに、その結果の職員への周知を徹底し、職員に対する研修を定期的の実施すること。また、これらの措置を適切に実施するための担当者を配置すること。

(17) 感染症対策に係る取り組みの実施

感染症の予防、拡大防止のための取組みを円滑に進めるため感染対策委員会の設置及び定期開催をすること。また、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、研修等の取組みを定期的に行うこと。

(18) 業務継続計画等の策定

災害等が発生した場合であっても、必要なサービスを継続して提供できる体制を構築するため、国が定める業務継続計画等を策定すること。

7 業務従事者の配置

受託者は、委託業務を履行するために必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。配置する人数は、職種ごとに、次に定める人数以上とする。

(1) 管理者（常勤職員）

1人

(2) 児童発達支援管理責任者（常勤職員）

1人

(3) 保育士又は児童指導員（常勤職員7人以上。他は非常勤で可）

15人（常勤換算）

(4) 相談支援専門員（常勤職員）

4人（うち1人は医療的ケア児等コーディネーターとする）

(5) 看護師（常勤職員又は非常勤職員）

2人（1人は児童発達支援事業の実施時間中は勤務に従事する常勤又は非常勤職員とし、1人は年間130日以上勤務の非常勤職員とすること。）

(6) 心理士、言語聴覚士及び作業療法士

各1人（各専門職の1回当たりの勤務時間は6時間以上とし、年間の勤務回数は3専門職の合計で354回とする）

(7) 機能強化担当職員（常勤職員）

1人（概ね5年以上の障害児支援に関する業務の経験を有する者とする。）

8 業務従事者の届出

(1) 受託者は、委託契約の締結後、速やかに業務従事者の勤務体制を定めるとともに、業務従事者を決定し、業務従事者名簿を市に提出すること。

また、業務従事者に異動又は変更があった場合には、その都度市へ業務従事者の異動・変更届出書を提出すること。

(2) 受託者は、業務従事者の緊急時連絡網を作成し、前号の業務従事者名簿又は変更届と併せて市に提出すること。

9 委託料の減額・清算

(1) 欠員等に伴う減算・清算

前記7業務従事者（(3)の職員は除く）の配置に規定する体制について、1の年度において連続して60日以上欠員が生じた場合には減算の対象とする。前記7業務従事者(3)の職員については、10人（常勤職員は7人以上とする。）を下回る期間が1の年度において連続して60日以上生じた場合には、減算の対象とする。

減額する額は、欠員等があった期間（多賀城市の休日を定める条例（平成元年条例第16号）による休日を除く。）の日数に応じて1人1日当たり9千円とし、1人1月当たりの上限は19万円とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市と協議し、承認を得たものに限り、欠員期間より短い期間で委託料を減額できるものとする。

欠員があった期間が連続して60日を超えない場合であっても、1の年度における欠員があった期間の合計日数が70日を超えた場合は、当該超えた日数分について、1人1日当たり9千円の委託料を減額するものとする。

ア 長期休職に伴う減額

(ア) 病気、介護等の休暇は、診断書に記載された療養期間が連続して60日を超えた日を起算月日として長期休職とする。長期休職に該当しない療養期間であっても、1の年度における療養期間の合計日数が70日を超えた場合は、(1)欠員に伴う減額の規定に準じるものとする。

(イ) 出産、育児の休暇は、休暇の初日を起算日として連続して30日を超える場合を長期休職とする。長期休職に該当しない休暇期間であっても、1の年度における長期休暇の合計日数が40日を超えた場合は、(1)欠員に伴う減額の規定に準じるものとする。

イ 精 算

前記(1)又は(2)の取扱いにより委託料の減額を行う場合は、各年度の委託期間終了後に当該年度分の委託料について返納精算するものとする。

(2) 給食費の精算

給食費については、年間の見込み食数により試算した経費2,664,180円（利用児童30人×380円/食/人×0.95×20.5日/月×12月）を運営業務委託費に含めており、年度末に追加支払又は返納の精算処理を行う。

(3) 給付費加算分の追加支払

以下に示す加算給付については、6(2)及び(6)に示す委託業務の内容を超えて受け

ることができる給付であることから、年度末に追加支払をする。その他の加算給付については別途協議する。

なお、単価については毎年度最新のものとし算定する。

ア 主任相談支援専門員配置加算

イ 行動障害支援体制加算

1 0 物品の貸与等

- (1) 市は、市が所有する別表のリストに記載された備品について、受託者に無償貸与する。受託者は、多賀城市会計規則（昭和58年多賀城市規則第1号）に基づき、適正に管理すること。
- (2) 本業務の履行に当たって新たに必要となった療育に関する物品で、1品の購入価格が1万円以上のものについては、市と受託者との協議の上購入するものとし、市が購入した場合には、受託者へ無償で貸与する。
- (3) 本業務の履行に当たって必要な物品で、1品の購入価格が1万円未満のものについては、受託者が自己の費用により購入又は調達するものとする。当該物品が経年劣化等により本業務の履行の用に供することができなくなった場合も同様とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、受託者は自己の費用により物品を調達し、本業務の履行の用に供することができるものとする。
なお、受託者自らが委託料によらず購入した物品については、受託者の所有に属するものとして、上記のリストとは別に管理すること。

1 1 物品及び設備の管理等

- (1) 受託者は、委託期間中、物品並びに施設及び施設に付随する設備（以下「設備」という。）を善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとする。
- (2) 1 0 (3) に定めるもののほか、物品及び設備が経年劣化等により本業務の履行の用に供することができなくなった場合は、市は受託者との協議により、必要に応じて市の負担で当該物品を調達し又は設備を整備するものとする。

1 2 経費の負担

- (1) 本業務の履行にあたり市が負担する費用は次のとおりとする。なお、光熱水費（灯油代を除く）及び電話使用料は、市の負担とするが、受託者はその節減に努めること。
【市が負担する費用】

嘱託医報酬（内科・歯科）、歯科衛生士報酬、講演会講師謝礼、水道光熱費（灯油代を除く）、修繕料、電話料、ピアノ調律料、カーテンクリーニング料、遊具点検料、計量器定期点検料、建物火災保険料、賠償責任保険料、委託料（電気工作物保安管理業務、消防用設備、警備保障業務、一般廃棄物処理業務、産業廃棄物処理業務、法面除草・樹木選定業務、冷暖房設備保守点検業務）賃借料（AED借上料、公用車借上料＜児童送迎用3台、巡回相談用1台＞、防災安全協会負担金
--

- (2) 受託者が故意又は過失により物品若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、市は受託者に物品の買い替え又は設備の修繕等に係る費用を請求することができるものとする。

1 3 報告事項

受託者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその状況を市に報告し、市と協議

の上対応しなければならない。

- (1) 利用者又は職員にインフルエンザ等の感染症が発生したとき。
- (2) 利用者の急病等緊急事態が生じたとき。
- (3) 災害その他の事由により、業務の執行が困難なとき。
- (4) 委託事業の執行に当たり、利用者又は職員にけが等の事故が発生したとき。
- (5) 委託事業の執行に当たり、容易に解決できないトラブルが発生したとき。
- (6) 利用者から重大な内容の苦情を受けたとき。
- (7) 利用者がその親族等から虐待を受けている疑いがあるとき。
- (8) その他業務の実施に関し報告が必要と認められるとき。

1 4 業務上の注意事項

(1) 事務打合せ

受託者は、業務の目的達成のため、業務の実施に当たっては市との連絡を密にし、かつ、十分な協議を行うものとする。

(2) 業務報告

受託者は、業務の実施状況等について市から報告を求められたときは、誠実かつ迅速にこれに応じなければならない。

(3) 資料の貸与及び返却

市は、業務に必要な資料を受託者に提供するものとする。ただし、受託者は、これらの資料について業務終了後速やかに返却しなければならない。

(4) 疑義

この仕様書に規定するもののほか、業務内容に疑義が生じた場合は、市と受託者協議の上決定するものとする。

1 5 契約の変更

市と受託者は、委託契約の内容を変更する必要があるときは、協議の上変更できるものとする。

1 6 委託期間終了後の業務の引継ぎ

受託者は、委託期間の終了に際し、業務運営を引継ぐ場合は、市と協議の上、円滑に引継業務を遂行する。

1 7 その他

(1) 一括再委託の禁止

ア 受注者は業務のうち履行の全部、主要な部分又は契約金額の概ね2分の1以上に相当する部分を委任し、又は請け負わせることをしてはならない。

イ 業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託承諾申出書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

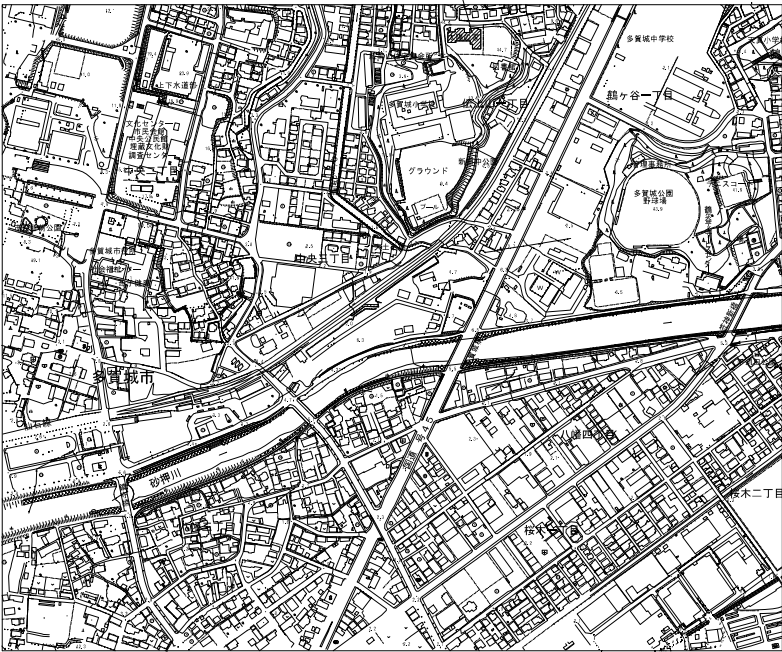
(2) 市は、環境マネジメントシステムを運用し地球環境保全に取り組んでいることから、委託の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。

(3) 受託者は、本業務の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察へ通報等を行うこと。

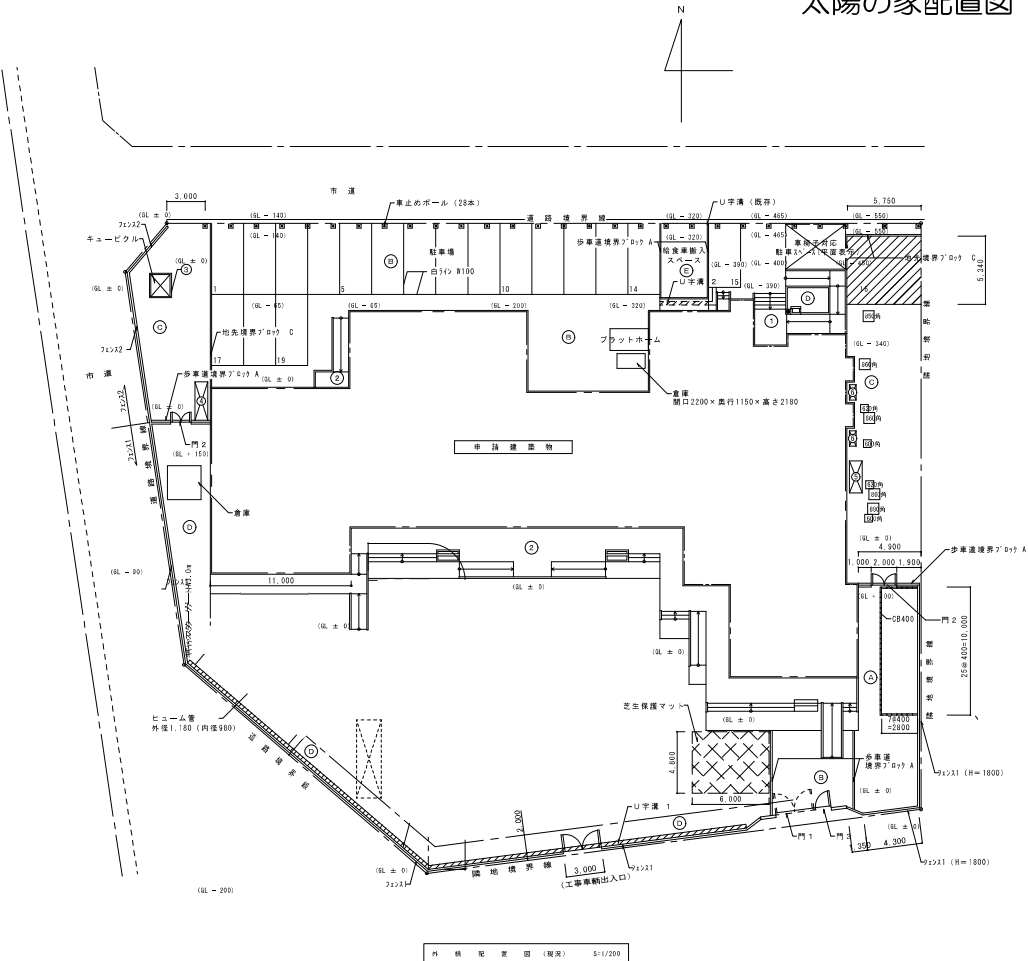
(4) 受託者は、上記(3)により警察に通報等を行った場合には、速やかに保健福祉部介護

- ・ 障害福祉課長にその内容を書面により報告すること。
- (5) 受託者が暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、保健福祉部介護・障害福祉課長と協議を行うこと。

工事場所：多賀城市伝上山一丁目245-1、282、308-1



多賀城市太陽の家 案内図



備考		多賀城市総務部管財課施設経営係	設計 多賀城市総務部管財課施設経営係	作成年月日 126.11	承認 []	工事名 平成26年度多賀城市太陽の家改修工事	縮尺 1/200	図番 A-05
青			施工 []			案内・配置図	建築	署名

別紙2

太陽の家平面図

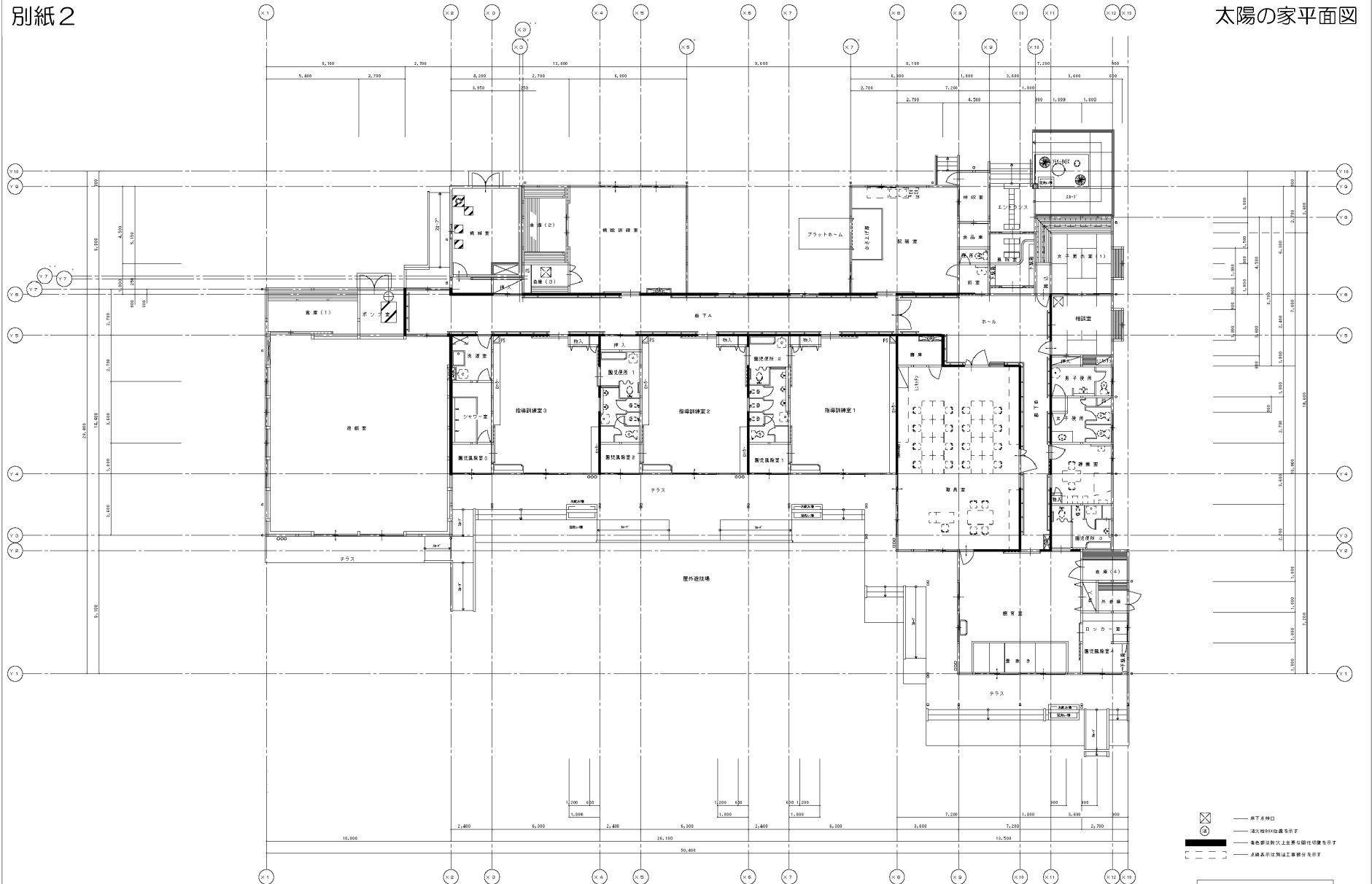


図 例 1 図 建築士登録第49712号 熊谷隆三	株式会社 熊谷設計 東京都八幡4丁目3-40 電話 02-367-3232	設計年月日	課室	設計	工事名称 平成30年度 東京都庁舎の改修(改修) 工事 図面名称 平 面 図	支 展 N.O. A - 7
---	---	--------------	-----------	-----------	--	-------------------------------------

多賀城市児童発達支援センター事業運営方針

1 児童発達支援センターの運営に関する基本的な考え方

多賀城市（以下「市」という。）が設置する多賀城市児童発達支援センター（以下「センター」という。）は、多賀城市児童発達支援センター条例（平成26年多賀城市条例第15号。以下「条例」という。）、児童発達支援ガイドライン、保育所等訪問支援ガイドライン（こども家庭庁通知 令和6年7月4日付けこ支障第168号）及び地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き（こども家庭庁通知 令和6年7月25日付け事務連絡）並びに別紙3に示す多賀城市児童発達支援センターに係る事業運営方針（以下「運営方針」という。）に基づき運営する。

2 基本方針

(1) 療育の中核施設としての役割

障害児の地域療育の拠点として、障害児への対応についての理解促進や療育ネットワークの充実を図りながら、医療、保健、教育、福祉などの各分野の関係機関と連携し、多様な事業者による総合的かつ効果的な支援を行っていく体制を構築します。

また、児童発達支援センターの利用者だけではなく、子どもに関する施設に通う発達が気になる子やその関係者に対する、身近な生活の場所での専門的な支援を行い、地域療育の中核を担っていきます。

(2) 療育機能の充実

子どもたちが将来にわたって自分らしく豊かな生活を営めるように、一人ひとりの子どもの発達を的確に捉え、個々の特性に合わせた専門的な療育を実施していきます。

また、保護者が子どもの特性を理解することで、安心して子育てと向き合い、家庭において効果的な療育を行うことができるよう、家族との連携を大切にした支援を行います。

(3) 相談機能の充実

障害のある子どもたちが主体的に行動し、生きがいをもって社会活動に参加していけるよう、ライフステージに応じた関係機関との連携の下、相談を実施し、より良い成長につなげていきます。

また、個々の特徴に合わせた専門的な相談を行い、子どもたちの発達を促していきます。

(4) 早期からの支援

幼児期は人としての土台を作る大切な時期であることから、早めに障害に気づき、適切な療育につなぐことで、様々な能力を伸ばしていくことができます。子どもたちが将来に向けて自立した生活を送れるように、親子遊びや集団での経験を通して、早期からの内面の発達及び基本的な生活能力の向上を図ります。

(5) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害のある子どもたちが将来にわたって自分の住む地域・社会で生活を送っていくためには、可能な限り地域の保育や教育等を受け、同年代の子どもと共に成長できる環境

づくりが必要です。地域の関係機関との連携、さらには地域全体の療育支援の充実を図り、子どもたちの地域移行を進めていきます。

3 児童発達支援センターの事業概要

(1) 実施事業

児童発達支援センターの実施事業は次のとおりとします。

- ア 児童発達支援事業
- イ 親子療育教室
- ウ 保育所等訪問支援事業
- エ 総合相談支援
- オ 計画相談支援
- カ 巡回相談
- キ 関係機関巡回支援
- ク 啓発、研修等
- ケ 時間延長一時預かり事業

(2) 休館日

児童発達支援センターの休館日は次のとおりとします。

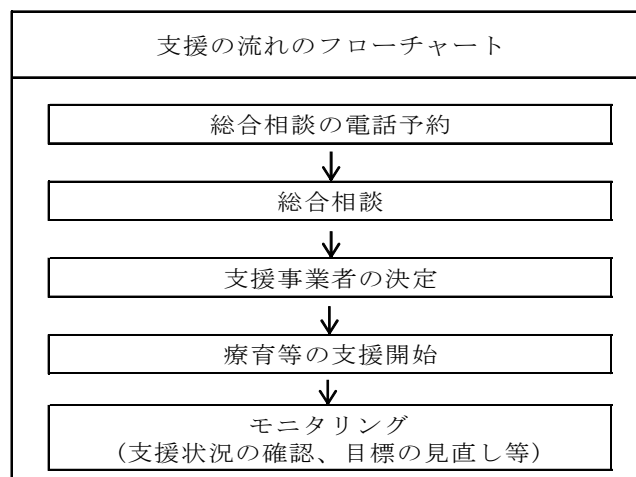
- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年の1月3日まで
- エ その他市長が必要と認めるとき

(3) 利用時間

児童発達支援センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

(4) 支援の流れ

児童発達支援センターでは、始めに一般相談を受け、相談の内容により専門的な相談が必要な場合は専門相談を受けます。その後、本人や御家族の視点に立ちながら、個々の特徴に合った支援の方向性を検討していきます。児童発達支援センター以外で支援を受けることとなった場合でも、関連する施設と連携を図りながら、継続的に保護者との面談を実施し、療育状況の確認及び今後の支援等について調整を図っていきます。



4 児童発達支援センターの実施事業

(1) 児童発達支援事業

ア 事業の目的

日常生活における基本的生活習慣を確立し、集団生活が可能になるよう支援します。

イ 事業の概要

日常生活における基本的動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のため、一人ひとりの子どもの発達や個々の特性を的確に捉え、個別支援計画に基づいた適切かつ効果的な指導及び訓練を実施します。専門的な指導及び訓練として、心理療法、言語療法及び作業療法等を行います。

また、子どもの発達の状況や家族の意向により、地域の保育、教育等への移行について支援します。

ウ 利用定員

30人

エ 利用対象者

心身に障害を有し又は発達等に遅れがあるおおむね2歳から小学校就学前までの児童で、障害児通所給付費の支給決定を受けている方

オ 利用日数・利用時間

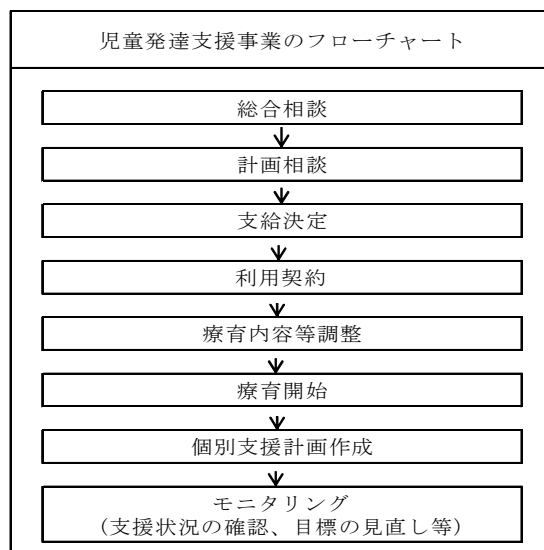
障害児通所給付費の支給決定を受けた範囲内

午前9時30分から午後2時まで

カ 事業の流れ

児童発達支援事業では、一般相談や専門相談により発達状況や解決すべき課題を明らかにするとともに、保護者の希望等を踏まえて、具体的な目標と支援方法を記載した個別支援計画を作成し、目標の実現のために適切な指導及び訓練を実施します。

児童の発達状況は一定期間ごとにモニタリングし、次の目標に到達できるように個別支援計画の見直しを行い、療育に反映させていきます。



(2) 親子療育教室

ア 事業の目的

小集団での活動に親子で参加する経験をとおして、子どもの発達を促すとともに、保護者の子どもの発達課題に対する理解を促します。

イ 事業の概要

障害等を早期に発見し、保護者の受容を促すことで、早期に適切な療育につなげられるよう、親子療育教室を実施します。親子での遊びや集団での経験をとおして子どもの発達を促すとともに、保護者が児童の成長に当たっての課題や適切な療育について正しく理解し、家庭でも児童と適切な関わり方ができるように助言等を行うことにより、適切な進路を選択できるよう支援します。

ウ 定員

1日10組程度

エ 利用対象者

心身に障害を有し又は発達に不安のある小学校就学前の児童及びその保護者

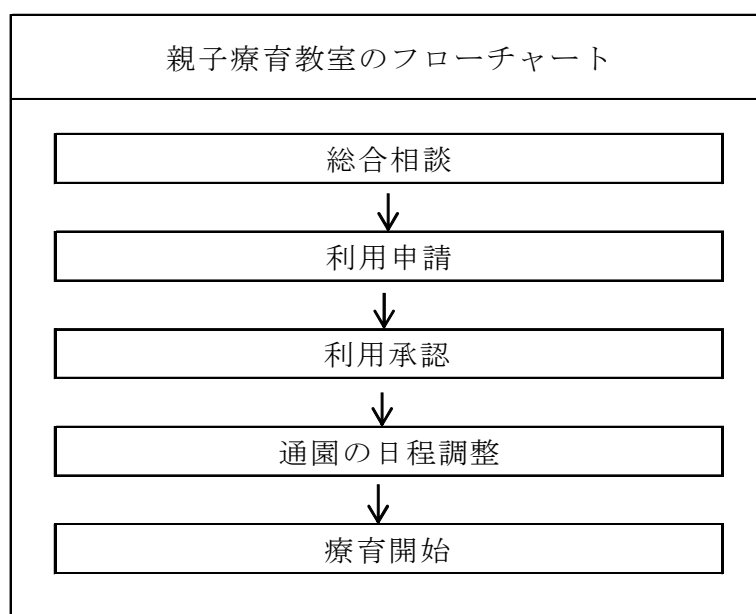
オ 利用時間

午前9時30分から午前11時30分まで

カ 事業の流れ

親子療育教室では、早期発見・早期療育につなげるため、健診等で児童と接する機会のある保健師や保育所、幼稚園、認定こども園等との連携を図りながら、障害児や発達が気になる子の保護者に親子療育教室について周知していきます。

保護者とは児童の療育について必要な面談を行い、保護者の意向を踏まえながら具体的な目標と支援方法を記載した個別支援計画を作成し、目標の実現のために適切な助言等の支援を実施します。



(3) 保育所等訪問支援事業

ア 事業の目的

障害児が地域での集団生活を送るため、専門的な知識や技術に基づき、本人の発達支援及び施設等の後方支援を行います。

イ 事業の概要

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應できるよう、保護者からの要望に応じて、専門職員が対象児童が在籍する施設を訪問し、児童の発達状況及び置かれている環境に応じた、障害児の身近な生活の場での専門的な療育を実施します。

また、子どもに直接関わる支援者に対し、子どもへの理解を促し、環境設定や適切な関わりなど、発達の視点を持って子どもに関わることができるよう、協働支援、後方支援を行います。

ウ 利用対象者

心身に障害を有し又は発達等に遅れがある、保育所、幼稚園等に在籍している18歳未満の児童で、障害児通所給付費の支給決定を受けている方

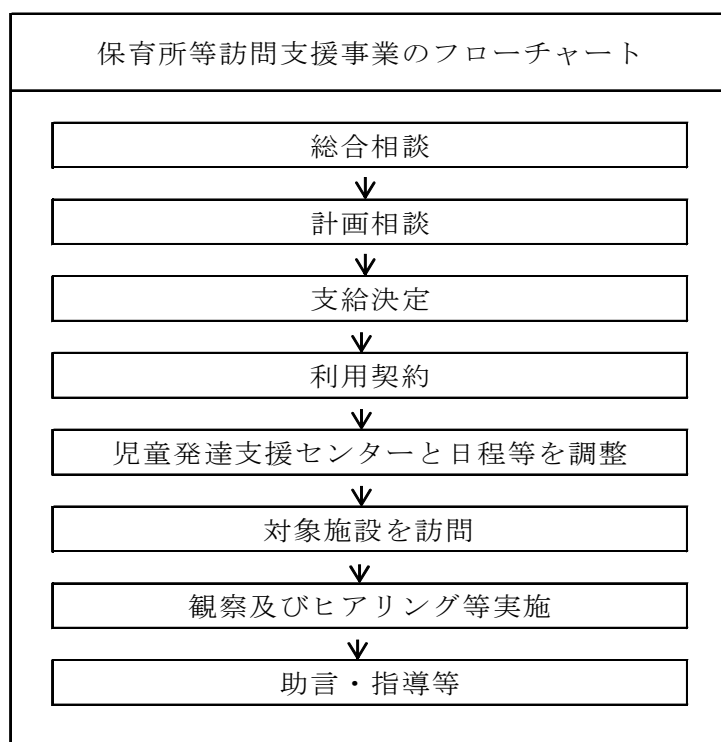
エ 利用時間

訪問する施設で児童が集団生活を営む時間内

オ 事業の流れ

保育所等訪問支援事業では、保護者からの申請に応じて、保護者及び施設と日時等を調整し、専門職員が施設を訪問します。

施設では、保護者や施設職員の気になること等を聞き取り、児童の集団での状況を確認しながら、児童が集団生活に適應するための専門的な療育、助言又は指導を行います。



(4) 総合相談支援

ア 事業の目的

子どもの発達に関する相談支援を行い、子どもの状況について把握し、必要な支援へとつなぎます。

イ 事業の概要

心身に障害を有し又は発達等に不安がある児童及びその家族に対し、児童の成長に関すること、子育てなど保護者自身の悩み等の相談を行い、関係機関との連携の下、必要な支援につなげ、保護者の不安や心配の軽減を図ります。

ウ 利用対象者

心身に障害を有し又は発達等に不安がある18歳未満の児童及びその家族

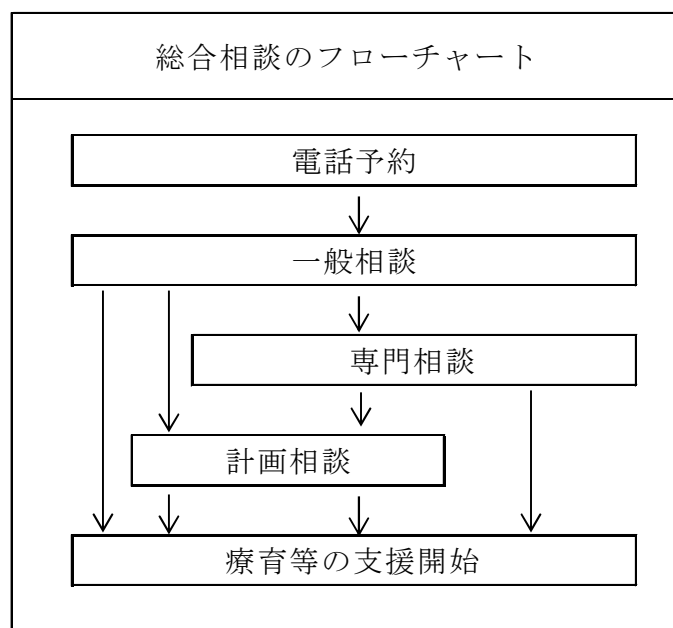
エ 利用時間

午前8時30分から午後5時15分まで

オ 事業の流れ

児童の成長や発達に不安のある家族から相談を受けた場合は、児童及び家族と、児童の症状、保護者の考え等についての相談を行います。その後、児童の特徴に合わせた専門的な相談が必要な場合は、心理、言語、発達等の専門相談を行い、児童の目標や保護者の意向を踏まえながら、支援の方向性を検討します。療育的な支援が開始された後も適時相談を実施し、家族との情報共有を図りながら、必要な支援につなげていきます。

また、医療的ケア児等コーディネーターは、保育、教育、福祉等複数の分野にまたがる支援の利用を調整し、医療的ケア児及び家族、関係機関を支援し、保護者の同意の下で関係部署等へ医療的ケア児等の情報提供を行い、保育所や学校等における協議への参加や、関係部署と保護者や関係機関との連携構築のためのサポートを行います。



(5) 計画相談支援

ア 事業の目的

障害児が必要な支援を受けることができるよう、障害福祉サービスの利用に関する相談に対応し、サービス等利用計画を作成します。

イ 事業の概要

障害児の自立した生活を支え、課題の解決に向けてきめ細かく支援するため、障害児の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する本人や保護者の意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類、内容及び量等を記載したサービス等利用計画を作成するとともに、サービス提供事業所等の関係機関との連絡調整などを行います。

児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業では、サービス等利用計画に基づき療育を行います。

ウ 利用対象者

心身に障害を有し又は発達等に不安がある18歳未満の児童及びその家族

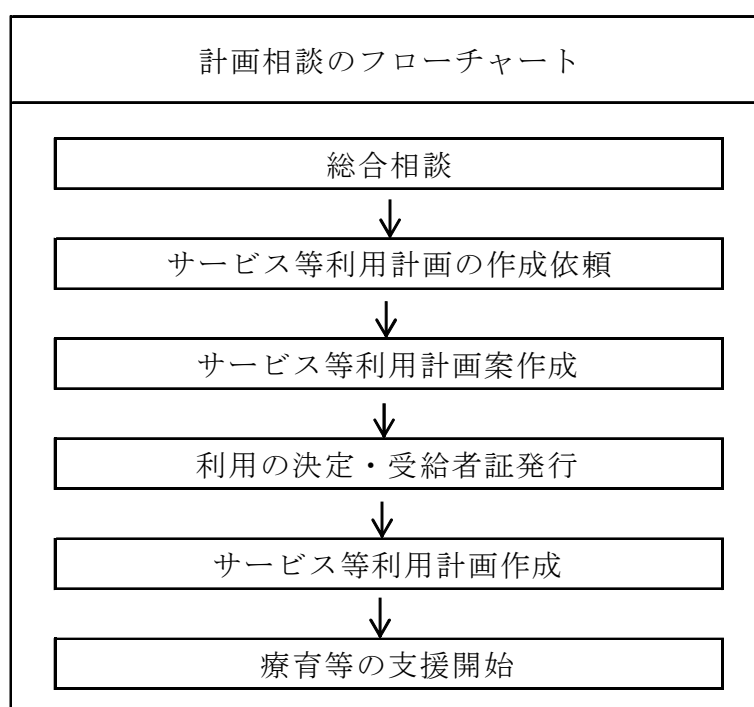
エ 利用時間

午前8時30分から午後5時15分まで

オ 事業の流れ

一般相談や専門相談において、児童の発達の状況や今後の目標、保護者の考え等を的確に把握し、総合援助方針や解決すべき課題を踏まえた上で児童にとって最も適切なサービス利用の組合せを検討し、サービス等利用計画を作成します。

サービス等利用計画は、モニタリング期間ごとにサービス等の利用状況を検証し、児童の成長や生活状況の変化等に合わせた見直しを行います。



(6) 巡回相談

ア 事業の目的

認可保育所、幼稚園、認定こども園の職員が子どもへの理解を深め、より望ましい保育を実施できるよう、専門的な知識や技術に基づき助言等の支援等を行います。

イ 事業の概要

障害児や発達が気になる子を預かる施設職員の療育等に関する理解の向上を図り、障害児等が、身近な生活の場で地域との関わりを持ちながら成長できる環境を整えるため、専門職員が対象施設を訪問し、施設職員に児童を集団生活へ適応させるためのノウハウを広く提供していきます。

また、相談支援専門員が同行し、継続的な支援が必要な児童については、適切な療育支援につながるよう、施設や関係機関等との調整等を行います。

ウ 利用対象者

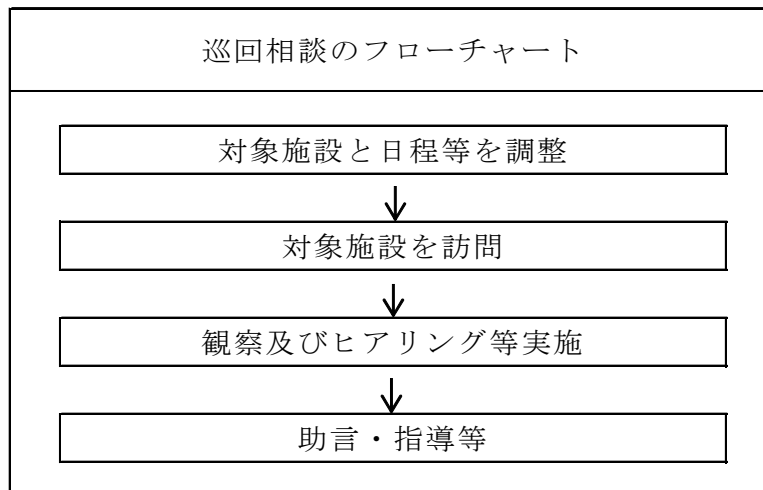
認可保育所、幼稚園、認定こども園の職員

エ 利用時間

訪問する対象施設で児童が集団生活をする時間内

オ 事業の流れ

巡回相談では、専門職員が対象施設を訪問し、対象児童の集団での状況、友達との関係等を観察し、担任等から気になること等のヒアリングを行った上で、必要な助言及び指導等を行います。



(7) 関係機関巡回支援

ア 事業の目的

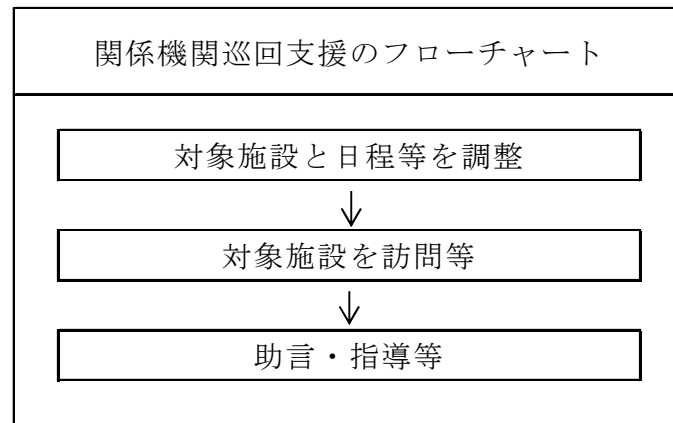
地域における障害児支援の質の向上や、地域の支援体制構築のために、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所、放課後児童クラブ、児童館、障害児通所支援事業所、(6)に記載の施設を対象とし、専門的な知識や技術を基に必要な助言等の支援を行います。

イ 事業の概要

対象施設の職員の専門性の向上や地域におけるインクルージョンの推進を図るため、専門職員が対象施設を訪問またはその他の方法により、障害児への対応についての理解促進や療育ネットワーク等の周知を図り、障害児や発達が気になる子が障害の有無に関わらず地域の中で生活できるよう、子どもたちが利用する施設に対し支援します。

ウ 利用対象者

対象施設の職員



(8) 啓発、研修等

ア 事業の目的

地域住民や支援者等の障害児や障害特性等に関する理解を深めることで、地域療育体制の推進を図ります。

イ 事業の概要

地域での障害者（児）及び療育等に関する理解促進による地域療育体制の底上げを図るため、市民の障害に対する理解促進及び保育所や学校、障害児支援事業所等の関係機関の職員や保護者に対する児童発達支援、療育及び相談等に関する研修を行います。

また、保護者同士が互いの悩みを共有し、情報交換のできる交流活動を支援します。

ウ 利用対象者

一般市民、保護者、関係機関の職員等

(9) 時間延長一時預かり事業

児童発達支援を利用している児童の保護者が、一時的な事由により当該児童の一時預かりを必要とするときは、午後2時から午後5時までの間の必要な時間に、便宜的に児童の一時預かりを行います。

5 職員構成

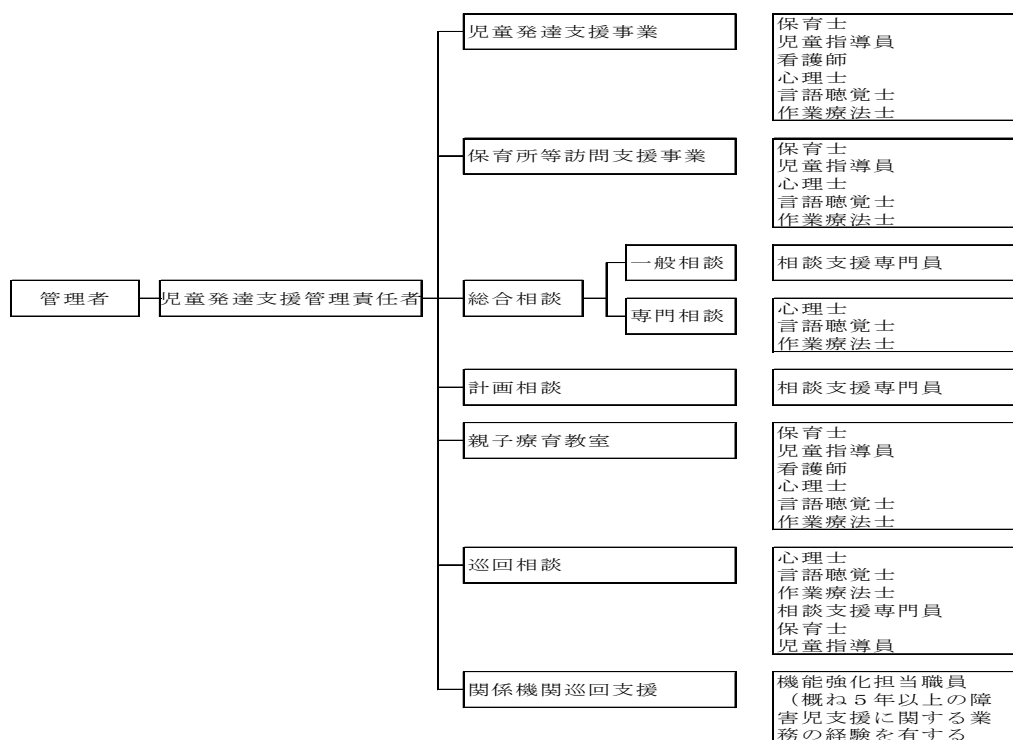
(1) 児童発達支援センターの職員配置

児童発達支援センターを適切に運営するため、以下の職員を配置します。

- ア 所長
- イ 管理者
- ウ 児童発達支援管理責任者
- エ 保育士
- オ 児童指導員
- カ 相談支援専門員
- キ 看護師
- ク 心理士
- ケ 言語聴覚士
- コ 作業療法士
- サ 嘱託医

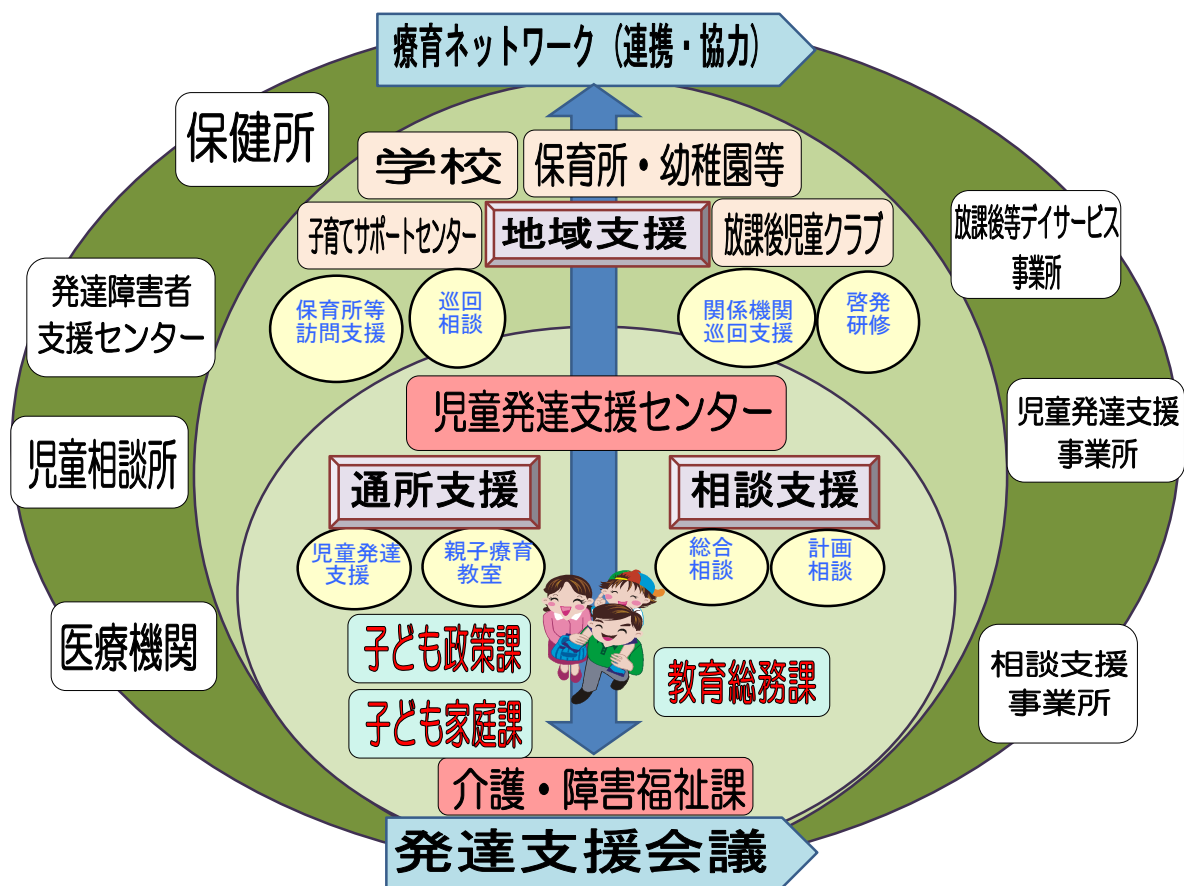
(2) 事業ごとの職員配置

所長を除く職員については受託事業者によって配置するものとし、各事業を実施するために、以下の職員を配置します。



6 連携体制

児童がそれぞれのライフステージで、発達段階に応じた支援を継続して受けられるように、医療、保健、教育、福祉など各分野の関係機関と連携、協力しながら、重層的な支援体制を構築していきます。



7 児童発達支援センターの施設

施設には、以下の部屋等を配置します。

- (1) 指導訓練室
- (2) 遊戲室
- (3) 機能訓練室
- (4) 療育室
- (5) 屋外遊技場
- (6) 相談室
- (7) 配膳室
- (8) 静養室
- (9) 事務室

別表

多賀城市児童発達支援センター貸与物品一覧

令和8年6月1日現在

番号	品 目	数 量	単 位	備 考
1	座長机・会議用長机	23	台	静養室、ホール
2	園児用机	15	台	高さ 55cm
3	折りたたみテーブル高さ調節	2	台	各保育室
4	乳児用木製テーブル	5	台	静養室等
5	園児用椅子（25cm）	74	脚	各保育室等
6	チャイルド座りっこ	2	脚	おひさま倉庫
7	パイプ椅子	83	脚	うち旧型50脚 ホール等
8	スチール両袖机	2	台	職員用（園長机）
9	スチール片袖机	12	台	職員用（職員机）
10	スチール回転椅子	15	脚	職員用
11	会議用テーブル	1	台	事務室
12	ミーティングチェア	4	脚	事務室
13	書庫ベース	2	個	事務室
14	引き違い書庫	8	個	事務室
15	書庫 ラテラルキャビネット	1	個	事務室
16	両開き書庫	2	個	事務室
17	食器戸棚	1	個	事務室
18	スチールロッカー	8	個	静養室・医務室
19	カップケース	1	個	事務室
20	色紙整理箱	1	個	事務室倉庫
21	紙芝居整理箱	1	個	事務室倉庫
22	色画用紙整理箱	1	個	事務室倉庫
23	レターケース	2	個	医務室
24	ステンレス傘立て	5	個	玄関・各保育室
25	木製ロール紙ワゴン	1	個	事務室
26	シューズボックス	6	個	各保育室
27	脚立	1	台	廊下掃除用倉庫
28	講演台	1	台	ホール倉庫
29	ステージ	12	個	ホール倉庫
30	紙芝居	1	式	おもちゃの部屋倉庫
31	スチール裁断機	1	台	事務室倉庫
32	身長計	1	台	事務室倉庫
33	療育器具 TOM 心の理論	1	式	医務室
34	時計	2	個	テラス
35	複合機（電話子機付き）	1	台	事務室
36	ワイヤレスアンプ・ワイヤレスマイク	1	台	静養室
37	ハンド型ワイヤレスマイク	1	台	事務室（拡声器）
38	CDラジカセ	3	台	各保育室

番号	品 目	数 量	単 位	備 考
39	日立デジタルテレビ	1	台	静養室
40	踏み切り板	1	台	ホール倉庫
41	カラーマット	3	枚	ホール倉庫
42	相撲マット	1	組	ホール倉庫
43	平均台	2	台	ホール倉庫等
44	巧技台（杵・蓋・はしご・渡り棒・斜面）	1	式	ホール倉庫
45	園庭の動物	4	個	園庭
46	プール	1	式	西側倉庫
47	ロングマット	1	枚	ホール倉庫
48	巻尺	1	個	事務室
49	ブランコ	2	台	園庭
50	エアレックスマット	2	枚	赤マット
51	エバーフォーミング・プラフォーミング	6	組	カラーソフト積み木
52	バルーン・ミニバルーン	2	個	おひさま倉庫等
53	ボールプールボール	3	袋	
54	リトルプール	1	個	西側倉庫（水遊び用）
55	デラックスストラップウェッジパシフィック	1	式	おもちゃの部屋倉庫
56	ハンモックパシフィックサプライ	1	本	おひさま倉庫等
57	フレキサースイング	1	本	ホール倉庫
58	ホーススイング	1	本	横長 ホール倉庫
59	ジャンボマット	1	本	緑 ホール倉庫
60	だんだんひな壇	1	台	おもちゃの部屋倉庫
61	カラートンネル（メッシュ）	2	本	おひさま倉庫等
62	バランスフォーム	1	個	おもちゃの部屋倉庫
63	バランスカプセル	1	個	おもちゃの部屋倉庫
64	バランスウオーク	1	組	医務室
65	片付けられるボールプール	1	台	おもちゃの部屋倉庫
66	楽器 マーチングドラム・シンバル	3	個	おもちゃの部屋倉庫
67	ピアノカ	2	個	おもちゃの部屋倉庫
68	ボンゴ	1	個	おもちゃの部屋倉庫
69	和太鼓	1	個	おもちゃの部屋倉庫
70	アップライトピアノ	1	台	ホール
71	大工道具セット	1	式	検収室
72	収納ベット	1	台	医務室
73	花瓶	1	個	給食室
74	ダイニチブルーヒーター	2	台	事務室等
75	反射式石油ストーブ	2	台	給食室
76	ホットプレート	2	台	給食室
77	炊飯ジャー	2	台	給食室
78	冷蔵庫（かつてに氷）	1	台	事務室
79	調理台	2	台	給食室

番号	品 目	数 量	単 位	備 考
80	コンテナ	1	台	給食室
81	パネルシアタースタンド	1	式	おもちゃの部屋倉庫
82	U型スクーター	2	台	テラス
83	折りたたみピクニックテーブル	1	台	テラス
84	エアポリンミニ	1	式	ホール倉庫
85	ひな人形	1	式	ホール倉庫
86	賞状盆（大・小）	1	式	廊下倉庫
87	国旗・多賀城市旗	1	組	廊下倉庫
88	テント	1	組	西側倉庫
89	大型ブロック	2	組	おもちゃの部屋倉庫
90	動物キャラクターフラッグ	1	組	おもちゃの部屋倉庫
91	ハイグレードがんばれフラッグ	1	組	おもちゃの部屋倉庫
92	検査用具田中ビネー	1	式	医務室
93	検査用具W I P P S I	1	式	医務室
94	検査用具新版K式	1	式	医務室
95	検査用具知能開発用具	1	式	おもちゃの部屋倉庫
96	検査用具 I T P A	1	式	医務室
97	ドーリーオカムラ	1	台	パイプ椅子用台車（ホール倉庫）
98	ロープ巻き取りキャリアA型	1	個	西側倉庫（綱引き用）
99	検査用具 J M A P ミラースクリーニング	1	式	相談室
100	物置イナバドマール	1	台	西側倉庫
101	検査用具 P E P - R 知能検査用具	1	式	医務室
102	日立掃除機	1	台	廊下掃除用倉庫
103	全自動洗濯機	1	台	洗濯室
104	すなっこフィールド	1	個	シャベル・型抜きセット
105	ボールプール	1	個	ホール
106	発電機	2	台	給食室
107	投光機	2	台	給食室
108	スライドテント	3	台	西側倉庫
109	スライドテントS用ジョイントスクリーン	2	枚	西側倉庫
110	らくらくサンドウェイト	12	個	西側倉庫
111	体重計	1	台	
112	コイル式ロータリージャンプT型	1	台	トランポリン
113	スペースリング	1	台	感覚統合器具
114	オーシャンスウィング	1	台	感覚統合器具
115	お散歩兼用避難車	1	台	
116	カラーマット（赤、藍、緑、橙）	4	枚	
117	パーテーション一式	1	式	
118	オープン保管庫	1	台	
119	両開き保管庫	5	台	
120	ミーティングテーブル	2	台	事務室

番号	品 目	数 量	単 位	備 考
121	フォールディングテーブル (1.5m)	2	台	医務室
122	フォールディングテーブル (1.8m)	2	台	相談室
123	フロアタイプスクリーン	1	台	
124	プロジェクタ	1	台	
125	カーペット	3	枚	
126	スタッキングベッド	15	台	
127	乳児用カラーデスク	1	台	
128	バブル・ユニット	1	台	静養室
129	サイド・グロウ	1	台	静養室
130	ワンハンド電子血圧計レジーナ	1	台	医務室
131	聴診器 (小児用)	1	個	医務室
132	パルスオキシメータ	1	個	医務室
133	小児用蘇生器	1	個	医務室
134	学童机・椅子	15	組	各保育室
135	ジョイトリップエアスルーG C	21	台	チャイルドシート
136	マルゴットS	3	台	チャイルドシート
137	送迎車 キャラバン	3	台	
138	軽自動車 アルト	1	台	
139	検査用具W I S C-IV	1	式	
140	ワゴン (オカムラDB32FJZ40)	1	台	
141	検査用具 (W P P S I -Ⅲ)	1	式	
142	サイバーホイール	1	個	
143	玉あて名人 赤	1	箱	
144	ブローアー	1	台	
145	折りたたみジュニア二人用鉄棒T-1293	1	台	
146	ままごとあそびセット	1	個	
147	木製おかいものごっこセット	1	個	
148	光触媒型空気清浄機	7	台	
149	知能検査用具 (W I S C - V)	1	台	
150	パルスオキシメーター (パルスワンⅢ)	1	台	
151	小児用モニタープローブ	1	台	
152	送迎車置き去り防止安全装置	3	台	
153	マウントブロック・大	1	台	
154	フィールブリッジ	1	台	
155	スカイウォーク	1	台	
156	ブランチウォーク	1	台	